

大分県一般就労移行促進奨励金支給要綱

(趣旨)

第1条 知事は、障がい者の福祉的就労から一般就労への移行促進及び職場定着を図るため、一般就労への移行支援及び職場定着に関する支援を行った福祉事業所に対し、この要綱に定めるところにより、大分県一般就労移行促進奨励金を予算の範囲内で支給するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「障がい者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第4条に規定する障害者をいう。
- (2) 「福祉的就労」とは、障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスのうち次に掲げるいずれかのサービスを受けて就労すること及び訓練を受けること等をいう。
 - ア 障害者総合支援法第5条第13項に規定する就労移行支援（以下「就労移行支援」という。）
 - イ 障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援（以下「就労継続支援」という。）
- (3) 「一般就労」とは、県内の企業等と6か月以上の雇用契約を締結することをいい、「一般就労移行者数」とは、自らが運営する福祉事業所から一般就労に移行した者の数をいう。
- (4) 「就労移行支援事業所」とは、就労移行支援を実施する事業所をいう。
- (5) 「就労継続支援事業所」とは、就労継続支援を実施する事業所をいう。
- (6) 「職場定着」とは、企業等での一般就労が6か月以上継続したことをいう。

(奨励金の種類)

第3条 本奨励金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 就職支援奨励金
- (2) 定着支援奨励金

(就職支援奨励金の支給対象事業者)

第4条 就職支援奨励金の支給対象は、次の各号のいずれも満たす事業者とする。

- (1) 県内の就労移行支援事業所または就労継続支援事業所を運営する法人等であること。
- (2) 申請年度における一般就労移行者数の累計が、令和元年度から令和3年度までの3年間における一般就労移行者数の年間平均を上回ること。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合はこの限りではない。
 - ア 申請年度に事業所の指定を受け、申請年度における一般就労移行者数が1人以上の場合
 - イ 申請年度の4月1日時点において事業所の指定日から1年未満であって、申請年度に

における一般就労移行者数の累計が、指定日から前年度末までの一般就労移行者数の合計を上回る場合

ウ 申請年度の4月1日時点において事業所の指定日から1年以上2年未満であって、申請年度における一般就労移行者数の累計が、指定日から前年度末までの一般就労移行者数の合計を2で除した数を上回る場合

エ 申請年度の4月1日時点において事業所の指定日から2年以上3年未満であって、申請年度における一般就労移行者数の累計が、指定日から前年度末までの一般就労移行者数の合計を3で除した数を上回る場合

- 2 第1項第2号の規定にかかわらず、大分県が実施する一般就労チャレンジ事業に参加し、当該事業の支援対象者が一般就労した場合は、支給対象とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当する場合は支給対象外とする。

（就職支援奨励金の支給額）

第5条 この奨励金の支給額は、別表第1に定めるところによる。

（就職支援奨励金の支給申請）

第6条 就職支援奨励金の支給を受けようとする事業所は、第4条に規定する支給対象に該当した日から当該年度の3月31日（ただし、土曜日又は日曜日の場合は、直前の平日）までに、奨励金支給申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

- （1）令和元年度から令和3年度までの3年間の一般就労移行者数が確認できる書類
- （2）申請年度の一般就労移行者数が確認できる書類
- （3）第4条第1項第2号アからエに該当する場合は、事業所の指定を受けた年月日が確認できる書類
- （4）第4条第2項に該当する場合は、一般就労チャレンジ事業支援対象者が一般就労したことが確認できる書類
- （5）その他知事が必要と認める書類

（就職支援奨励金支給決定の通知）

第7条 知事は、前条の規定により支給申請書の提出があったときは、内容を審査の上、奨励金を支給すべきと認めた場合は、すみやかに支給の決定をし、奨励金支給決定通知書（第2号様式）を申請者に通知するものとする。

（就職支援奨励金の支給請求）

第8条 前条に規定する支給決定の通知を受けた者が、奨励金の支給を請求しようとするときは、奨励金請求書（第3号様式）を翌年度の4月10日（ただし、土曜日又は日曜日の場合は、直

前の平日)までに知事に提出しなければならない。

(定着支援奨励金の支給対象事業者)

第9条 定着支援奨励金の支給対象は、次の各号のいずれも満たす事業者とする。

- (1) 就職支援奨励金の支給決定を受けた法人等であること。
- (2) 別表第1第3欄に規定する超過人数に該当する者が職場定着したこと。ただし、第4条第2項により支給申請し支給決定を受けた場合は、一般就労チャレンジ事業の支援対象者が職場定着したこととする。

(定着支援奨励金の支給額)

第10条 この奨励金の支給額は、別表第2に定めるところによる。

(定着支援奨励金の支給申請)

第11条 定着支援奨励金の支給を受けようとする事業所は、第9条に規定する支給対象に該当した日から当該年度の3月31日(ただし、土曜日又は日曜日の場合は、直前の平日)までに、奨励金支給申請書(第4号様式)に、次の各号に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

- (1) 職場定着したことが確認できる書類
- (2) その他知事が必要と認める書類

(定着支援奨励金支給決定の通知)

第12条 知事は、前条の規定により支給申請書の提出があったときは、内容を審査の上、奨励金を支給すべきと認めた場合は、すみやかに支給の決定をし、奨励金支給決定通知書(第2号様式)を申請者に通知するものとする。

(定着支援奨励金の支給請求)

第13条 前条に規定する支給決定の通知を受けた者が、奨励金の支給を請求しようとするときは、奨励金請求書(第3号様式)を翌年度の4月10日(ただし、土曜日又は日曜日の場合は、直前の平日)までに知事に提出しなければならない。

(支給決定の取消)

第14条 知事は、奨励金支給決定対象事業所が、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第4条及び第9条の支給要件を満たさないことが判明した場合
- (2) 偽りその他不正な手段により奨励金の支給を受け、又は受けようとした場合

2 知事は、前項の規定により支給決定の取消をした場合は、奨励金支給決定取消通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(奨励金の返還)

第15条 知事は、前条の規定により支給決定の取消をした場合において、既に奨励金支給決定事業者に奨励金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(書類の提出部数等)

第16条 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱に定めるもののほか、別に知事が定めるところによる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の支給に関し必要な事項については、別に定める。

附則

この要綱は、令和4年度の予算に係る大分県一般就労移行促進奨励金から適用する。

附則

改正後の要綱は、令和5年度の予算に係る大分県一般就労移行促進奨励金から適用する。

別表第1（第5条関係）

支給対象（第1欄）		支給額（第2欄）	備考（第3欄）												
第4条第1項第2号に該当する場合	就労移行支援事業所	超過人数×75,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・超過人数とは、申請年度の一般就労移行者数から基準人数を減じて小数点以下を切り上げた数。ただし、申請年度中に就職支援奨励金の支給決定を受けている人数は含まない。 ・基準人数とは、以下に掲げる数 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請年度に指定を受けた事業所</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>申請年度の4月1日時点において指定から1年未満の事業所</td> <td>指定から前年度末までの一般就労移行者数の合計</td> </tr> <tr> <td>申請年度の4月1日時点において指定から1年以上2年未満の事業所</td> <td>指定から前年度末までの一般就労移行者数の合計を2で除した数</td> </tr> <tr> <td>申請年度の4月1日時点において指定から2年以上3年未満の事業所</td> <td>指定から前年度末までの一般就労移行者数の合計を3で除した数</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>直近過去3年間の一般就労移行者数の年間平均</td> </tr> </tbody> </table>	基準人数		申請年度に指定を受けた事業所	0	申請年度の4月1日時点において指定から1年未満の事業所	指定から前年度末までの一般就労移行者数の合計	申請年度の4月1日時点において指定から1年以上2年未満の事業所	指定から前年度末までの一般就労移行者数の合計を2で除した数	申請年度の4月1日時点において指定から2年以上3年未満の事業所	指定から前年度末までの一般就労移行者数の合計を3で除した数	上記以外	直近過去3年間の一般就労移行者数の年間平均
	基準人数														
	申請年度に指定を受けた事業所	0													
	申請年度の4月1日時点において指定から1年未満の事業所	指定から前年度末までの一般就労移行者数の合計													
	申請年度の4月1日時点において指定から1年以上2年未満の事業所	指定から前年度末までの一般就労移行者数の合計を2で除した数													
	申請年度の4月1日時点において指定から2年以上3年未満の事業所	指定から前年度末までの一般就労移行者数の合計を3で除した数													
上記以外	直近過去3年間の一般就労移行者数の年間平均														
就労継続支援事業所	超過人数×100,000円														
第4条第2項に該当する場合	就労移行支援事業所	一般就労チャレンジ達成人数×75,000円	一般就労チャレンジ達成人数とは、大分県が実施する一般就労チャレンジ事業の支援対象者のうち、申請年度に一般就労した人数												
	就労継続支援事業所	一般就労チャレンジ達成人数×100,000円													

別表第2（第10条関係）

支給対象（第1欄）		支給額（第2欄）	備考（第3欄）
下記以外	就労移行支援事業所	定着人数×75,000円	定着人数とは、別表第1第3欄に規定する超過人数のうち職場定着した人数
	就労継続支援事業所	定着人数×150,000円	
一般就労チャレンジ事業の支援対象者が職場定着した場合	就労移行支援事業所	一般就労チャレンジ定着人数×75,000円	一般就労チャレンジ定着人数とは、大分県が実施する一般就労チャレンジ事業の支援対象者のうち、申請年度に職場定着した人数
	就労継続支援事業所	一般就労チャレンジ定着人数×150,000円	